

# 第 4 期三条市障がい福祉計画

平成 27 年 3 月

三 条 市

#### **「障がい」の表記方法について**

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

## 第4期三条市障がい福祉計画 目次

### I 障がい福祉計画の策定に当たって

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 策定の趣旨           | 1 |
| 2 | 計画の概要           | 1 |
| 3 | 計画の策定に当たり配慮すべき点 | 2 |
| 4 | 計画の検証及び見直し      | 2 |
| 5 | 障がい者を取り巻く状況     | 3 |
| 6 | 現状から見える課題       | 7 |

### II 重点取組事項

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 親亡き後を見据えたサービスの提供体制づくり  | 8 |
| 2 | 相談支援を中心とした個別支援体制の強化    | 8 |
| 3 | 福祉サービスにおける利用者負担の公平性の確保 | 8 |
| 4 | 大幅な収入アップに向けた基盤整備       | 8 |
| 5 | 受注機会の拡大や自主製品の強化に向けた取組  | 8 |

### III 計画期間における数値目標

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 施設入所者の地域生活への移行   | 10 |
| 2 | 施設入所者数の削減        | 10 |
| 3 | 地域生活支援拠点の整備      | 11 |
| 4 | 福祉施設利用から一般就労への移行 | 11 |
| 5 | 就労移行支援事業の利用者数の増加 | 12 |
| 6 | 就労移行率3割以上の事業所数   | 12 |
| 7 | 福祉施設における工賃アップ    | 13 |

### IV サービス見込量と確保のための方策

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 障がい福祉サービス | 14 |
| 2 | 地域生活支援事業  | 24 |

### 資料編

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 三条市地域自立支援協議会 | 30 |
|---|--------------|----|

# I 障がい福祉計画の策定に当たって

## 1 策定の趣旨

「第4期三条市障がい福祉計画」（以下「計画」といいます。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

## 2 計画の概要

本計画は、国の定める基本指針<sup>1</sup>に即し、計画期間を平成27年度から平成29年度までの3年間とし、地域において必要な「障がい福祉サービス<sup>2</sup>」、「相談支援」及び「地域生活支援事業<sup>3</sup>」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保や推進のための取組を定めています。

---

<sup>1</sup> 国の定める基本指針……障がい福祉サービス及び相談支援事業並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）

<sup>2</sup> 障がい福祉サービス……個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス

<sup>3</sup> 地域生活支援事業……市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業

### 3 計画の策定に当たり配慮すべき点

---

障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

#### (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 市を基本とした身近な実施主体による障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者が地域で必要とする障がい福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とすることや障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効に活用しながら障がい福祉サービスの充実を図ります。

#### (3) 施設入所者の地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、施設入所者の地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を十分に活用し、その支援体制の整備を進めます。

### 4 計画の検証及び見直し

---

本計画に定める事項の進捗状況については、三条市地域自立支援協議会<sup>4</sup>において少なくとも年1回は検証を行い、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

---

<sup>4</sup> 三条市地域自立支援協議会……障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るための仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

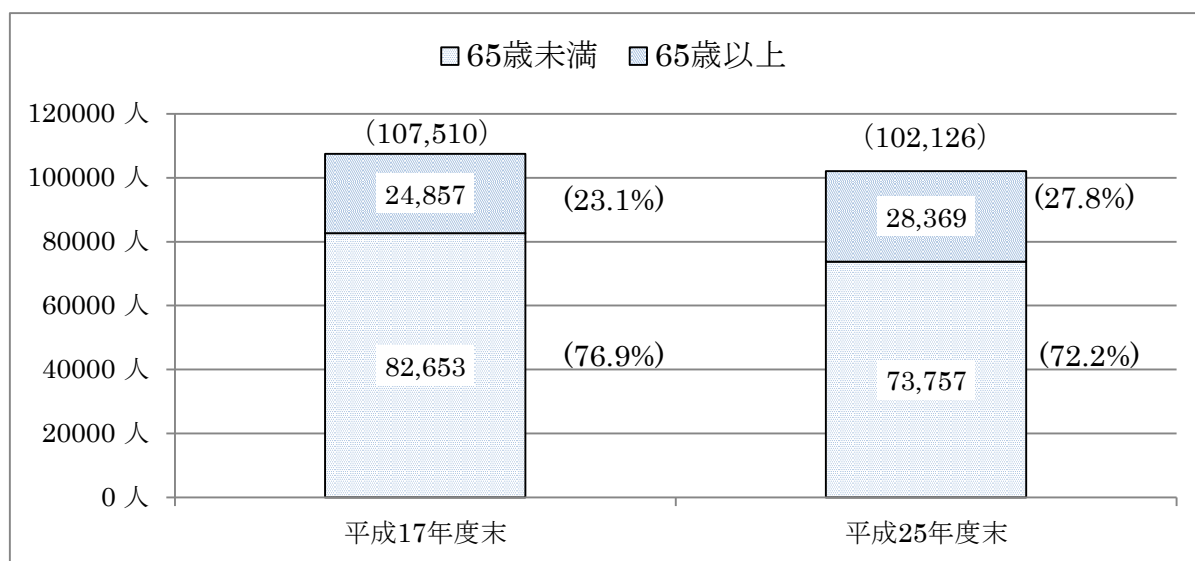
## 5 障がい者を取り巻く状況

### (1) 人口の高齢化と世帯規模の縮小

人口では、65歳以上の占める割合が、平成25年度末現在で27.8%であり、平成17年度から平成25年度までの8年間で、4.7%増加しています。

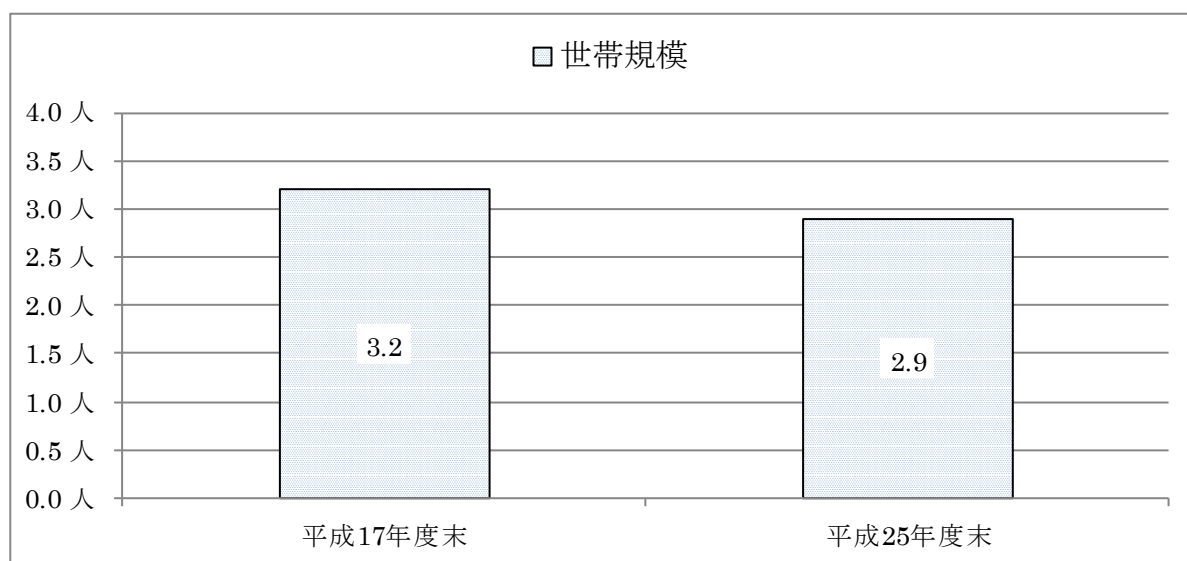
また、世帯規模では、1世帯当たりの平均世帯員数が、平成25年度末現在で2.9人であり、平成17年度から平成25年度までの8年間で、0.3人減少しています。

#### 人口の高齢化



資料：住民基本台帳

#### 世帯規模の縮小



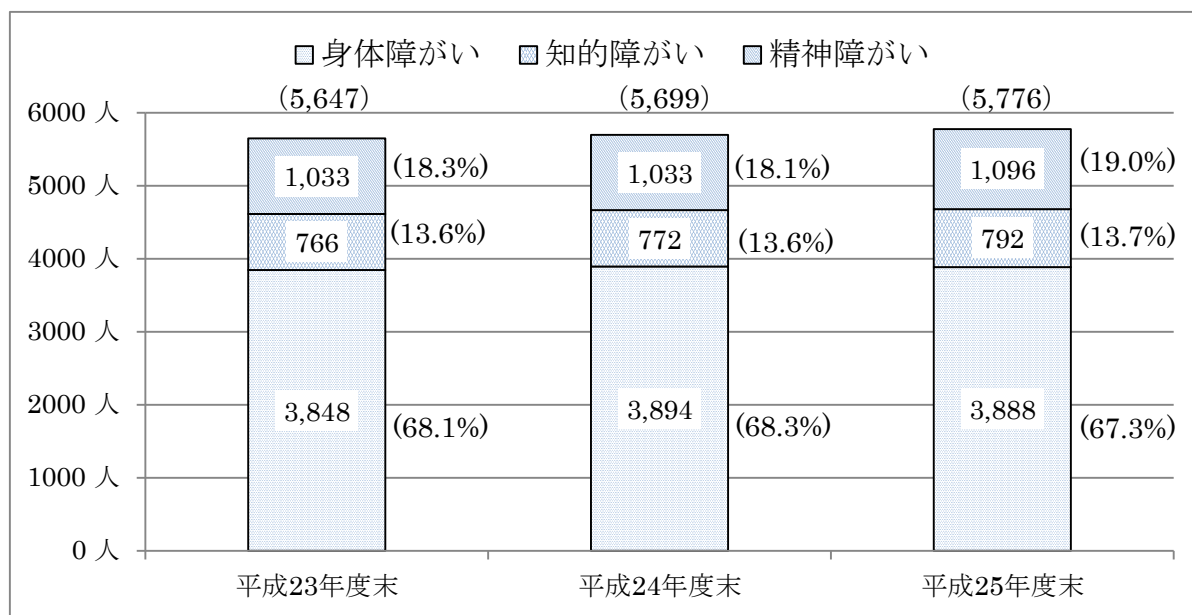
資料：住民基本台帳

## (2) 障がい者数の推移と年齢構成

障がい者数は、平成 25 年度末現在で 5,776 人（身体障がい 3,888 人、知的障がい 792 人、精神障がい 1,096 人）であり、平成 23 年度から平成 25 年度までの 2 年間ににおける伸び率は 2.3%（身体障がい 1.0%、知的障がい 3.4%、精神障がい 6.1%）となっています。

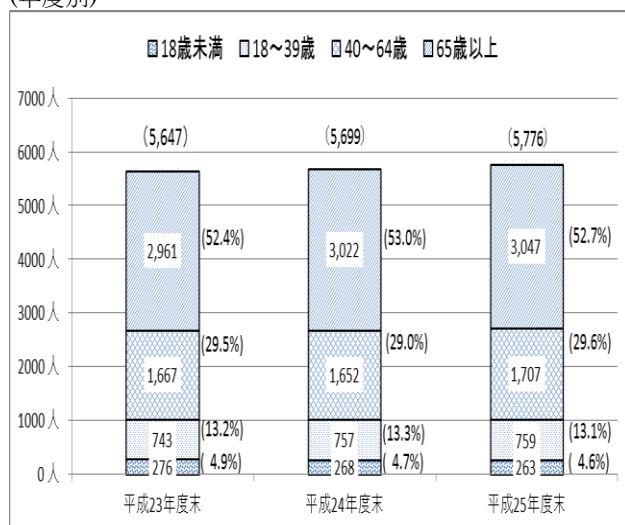
また、年齢構成では 65 歳以上の占める割合が、平成 25 年度末現在で 52.7%となっています。

### 障がい者数の推移

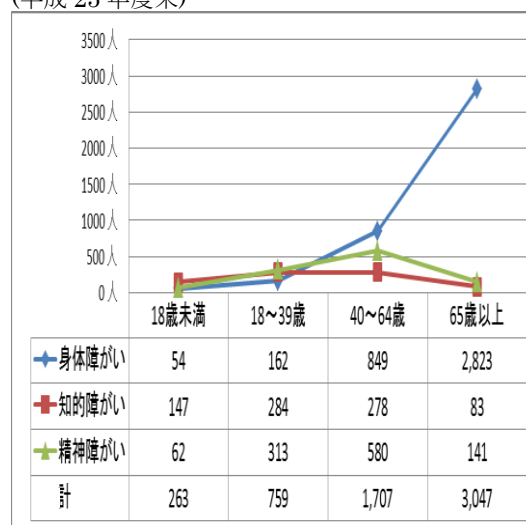


### 障がい者の年齢構成

(年度別)



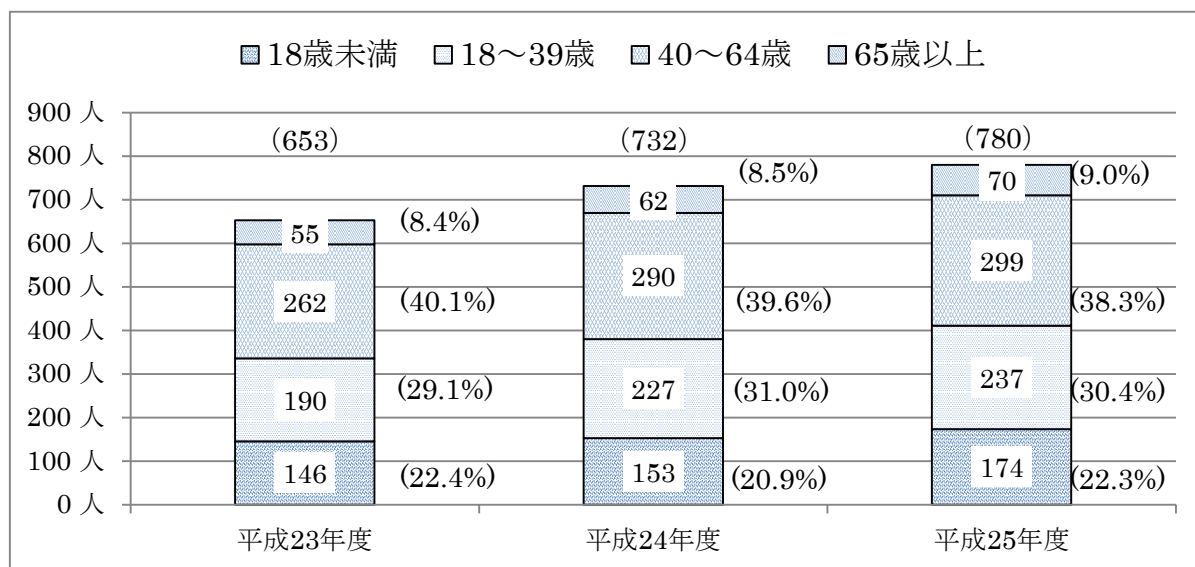
(平成 25 年度末)



### (3) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移

障がい福祉サービスの1年間の実利用者は、平成23年度と平成25年度を比較すると127人(19.4%)増加しています。

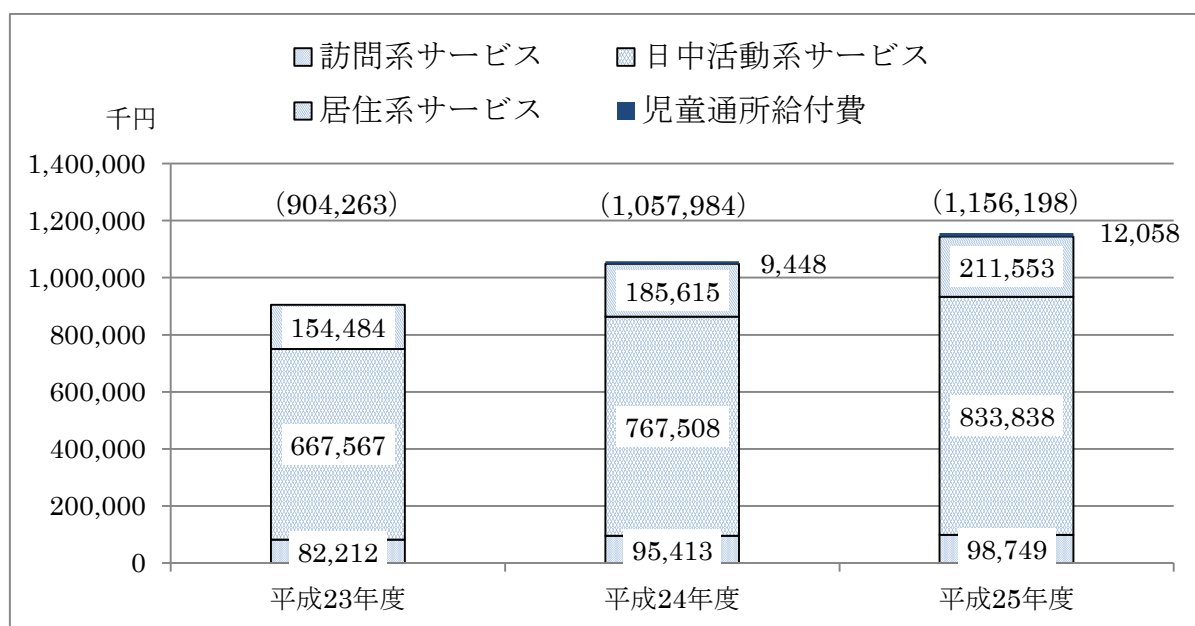
#### 実利用者数の推移



### (4) 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費は、平成23年度と平成25年度を比較すると約2億5千2百万円(27.9%)増加しています。

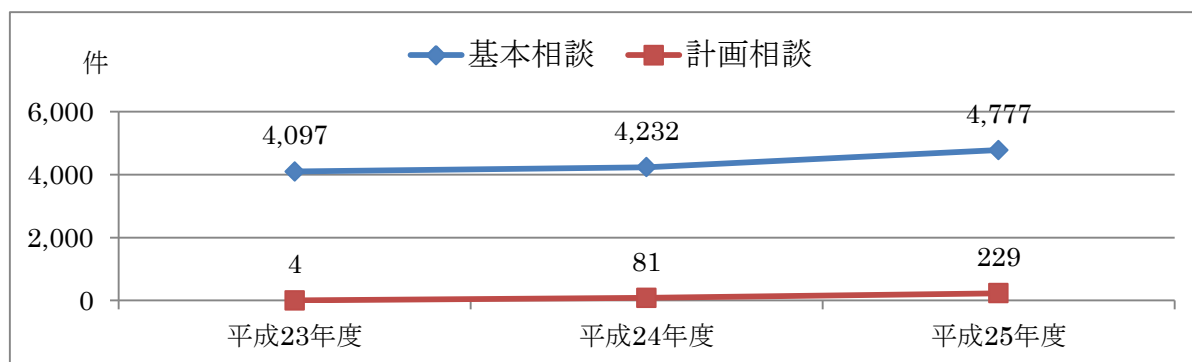
#### 障がい福祉サービス費の推移



## (5) 相談支援件数の推移

相談支援件数は、平成23年度と平成25年度を比較すると905件（22.1%）増加しています。内訳としては、基本相談支援<sup>5</sup>が680件（16.6%）の増加、計画相談支援<sup>6</sup>が225件（5,625.0%）の増加となっています。

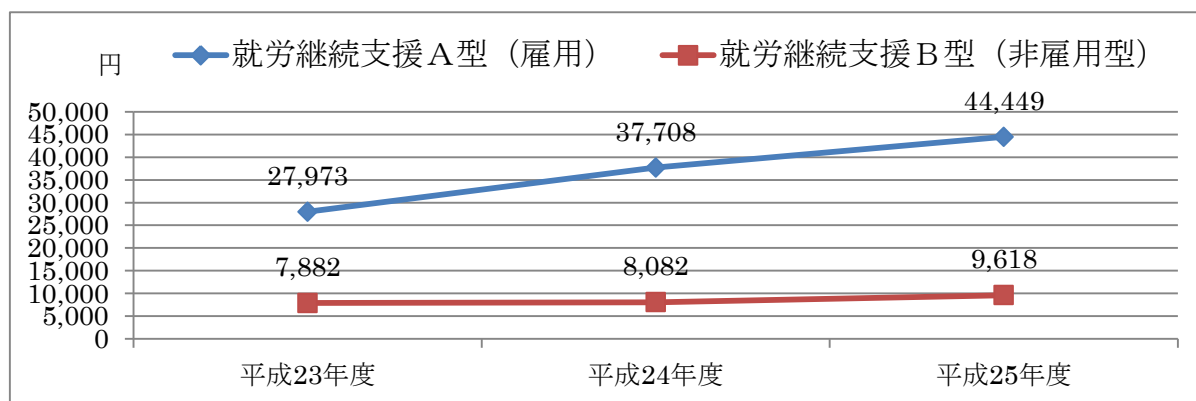
相談支援件数の推移



## (6) 福祉的就労<sup>7</sup>による作業工賃平均月額の推移

作業工賃平均月額は、平成25年度では就労継続支援A型<sup>8</sup>が44,449円、就労継続支援B型<sup>9</sup>が9,618円となっています。平成23年度と平成25年度を比較すると、就労継続支援A型が16,476円（58.9%）の増加、就労継続支援B型が1,736円（22.0%）の増加となっています。

作業工賃平均月額の推移



<sup>5</sup> 基本相談支援……障がいのある方やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する援助、関係機関との連絡調整などを行う支援

<sup>6</sup> 計画相談支援……障がい福祉サービスを利用する方に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングを行う支援

<sup>7</sup> 福祉的就労……基就労継続支援A型及び基就労継続支援B型

<sup>8</sup> 就労継続支援A型……一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

<sup>9</sup> 就労継続支援B型……一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

## 6 現状から見える課題

---

- (1) 障がい者を取り巻く背景として、高齢化や世帯規模の縮小が進んでおり、これらに伴い家族の高齢化や障がい者の単身化・高齢化が進んでいます。
- (2) 障がい福祉サービスでは、サービス利用が年々増加する傾向にあり、単身化や高齢化に対応するため、障がい者の過ごし方に適した居場所づくり（日中・夜間・余暇）が求められています。
- (3) 相談支援では、相談件数や困難ケースが年々増加する傾向にあり、相談の総合窓口化や相談支援員のスキルの向上が求められています。
- (4) 福祉的就労による作業工賃では、平均月額が微増しているものの、依然として低い水準となっており、大幅な収入アップや一般就労につながる支援が求められています。

## Ⅱ 重点取組事項

障がい福祉サービスの提供体制の充実と就労及び工賃アップに向けた取組を促進させるため、障がい者を支える関係者が「力」を合わせて、次の点を重点的に取り組んでいきます。

### 1 親亡き後を見据えたサービスの提供体制づくり

障がい者居住支援拠点施設<sup>10</sup>の建設に着手し、居住・余暇支援の充実を図り、障がい者の暮らしを支える拠点として位置付けた上で、障がい者拠点施設<sup>11</sup>「グッデイいきいきサポートセンター」で展開する日中活動支援との連携による自立支援を進めます。

また、日常生活における自助と共助の仕組みの一つとして、障がい者ヘルプカード<sup>12</sup>の導入を検討します。

### 2 相談支援を中心とした個別支援体制の強化

自立支援協議会における取組を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、増加する相談支援のニーズに対応するため、相談支援専門員の適正配置や基幹相談支援センター<sup>13</sup>の設置など地域の相談支援体制の見直しを行い、ケースワークを軸とした個別支援体制の強化を図ります。

### 3 福祉サービスにおける利用者負担の公平性の確保

障がい福祉サービスにおける利用者負担を総合的に合算し、所得に応じて上限負担額を設ける仕組み（総合合算制度）を導入します。

また、支援の必要性に着目したサービスを提供するため、各種制度の整理、統合などの見直しを行います。

### 4 大幅な収入アップに向けた基盤整備

障がい者の就労に向けたスキルの習得や一般就労につながる支援体制の強化を図るため、収益性の高い仕事の確保や企業同士のつながりによる就職の紹介・斡旋などが期待できる一般企業による就労継続支援サービス等への新たな参入を促進します。

### 5 受注機会の拡大や自主製品の強化に向けた取組

市の調達推進窓口と関係法人が運営する共同受注窓口との連携強化を図ることにより、工賃アップに向けた受注機会の拡大を促進します。

また、持続的な工賃アップにつなげるため、自主製品の強化に向けた関係法人共同による研究・開発などの取組を促進します。

---

<sup>10</sup> 障がい者居住支援拠点施設……障がい者の居住・余暇支援の機能を集約した拠点施設

<sup>11</sup> 障がい者拠点施設……障がい種別にかかわらず、障がいのある方々が必要とするサービスを利用できる施設として、(福)三条市手をつなぐ育成会、(福)ひめさゆり福祉会、(福)青空福祉会の3法人が一体となって運営する施設

<sup>12</sup> 障がい者ヘルプカード……緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、障がいのある方が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのカード

<sup>13</sup> 基幹相談支援センター……地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

### Ⅲ 計画期間における数値目標

施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点の整備、福祉施設利用から一般就労への移行及び福祉施設における工賃アップなどを計画的に進めるため、計画期間における数値目標を設定します。

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

##### (1) 国の基本指針

平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%（13 人）以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

##### (2) 市の考え方

地域移行の対象者として、障がい支援区分 3 以下で 50 歳未満の者（4 人）及び自立訓練（機能訓練）など標準利用期間が設定されているサービスの利用者（9 人）を抽出し、個々の状況を勘案した結果、地域生活移行者の目標値を 8 人に設定します。

##### (3) 目標値

| 項 目 |                    | 数 値   |
|-----|--------------------|-------|
| 基 準 | 平成 25 年度末時点の施設入所者数 | 103 人 |
| 目 標 | 計画期間における地域生活移行者数   | 8 人   |

##### (4) 実績値

| 項 目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 地域生活移行者数 | 3 人      | 2 人      | 1 人      |
| 累 計      | 3 人      | 5 人      | 6 人      |

※ 平成 26 年度の実績値は、平成 26 年 11 月末時点の数値です。以下同じ。

#### 2 施設入所者数の削減

##### (1) 国の基本指針

平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4%（5 人）以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

##### (2) 市の考え方

施設入所者 8 人の地域生活への移行（1 の目標値）と待機者 6 人の新規入所を見込み、施設入所者数削減の目標値を 2 人に設定します。

(3) 目標値

| 項 目 |                      | 数 値   |
|-----|----------------------|-------|
| 基 準 | 平成 25 年度末時点の施設入所者数   | 103 人 |
| 目 標 | 平成 29 年度末時点の施設入所者削減数 | 2 人   |

(4) 実績値

| 項 目    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 施設入所者数 | 103 人    | 103 人    | 104 人    |

### 3 地域生活支援拠点の整備

(1) 国の基本指針

平成 29 年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

地域自立支援協議会での検討結果をもとに、平成 28 年 4 月の開設に向けて、障がい者居住支援拠点施設の整備を進めます。

(3) 目標値

| 項 目                        | 整備の有無 |
|----------------------------|-------|
| 平成 29 年度末時点における地域生活支援拠点の整備 | 有     |

(4) 整備内容

| 項 目  | 内 容                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 実施事業 | ①共同生活援助（3 住居）<br>②相談支援事業所<br>③地域活動支援センター（余暇活動支援センター）<br>④障がい者就業・生活支援センター |
| 付加機能 | ①地域移行・定着支援員の配置<br>②24 時間支援体制<br>③サテライト型住居への対応<br>④体験利用及び緊急時の受入れ体制        |

### 4 福祉施設利用から一般就労への移行

(1) 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度に一般就労に移行する者の目標を設定する。

当該目標の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労移行実績の 2 倍（24 人）以上とすることを基本とし、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

一般企業による就労継続支援サービス等の参入による移行者数の増を見込み、平成 29 年度に福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値を 13 人に設定します。

(3) 目標値

| 項 目 |                     | 数 値  |
|-----|---------------------|------|
| 基 準 | 平成 24 年度の年間一般就労移行者数 | 12 人 |
| 目 標 | 平成 29 年度の年間一般就労移行者数 | 13 人 |
|     | 計画期間における一般就労移行者数    | 31 人 |

(4) 実績値

| 項 目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 一般就労移行者数 | 12 人     | 8 人      | 5 人      |

## 5 就労移行支援事業の利用者数の増加

(1) 国の基本指針

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 25 年度末の利用者の 60%（16 人）以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

サービス利用者の利用傾向等を勘案し算定した平成 29 年度のサービス見込量の利用人数（33 人）から、就労移行支援事業利用者の増加の目標値を 7 人に設定します。

(3) 目標値

| 項 目 |                            | 数 値  |
|-----|----------------------------|------|
| 基 準 | 平成 25 年度末時点の就労移行支援事業利用者数   | 26 人 |
| 目 標 | 平成 29 年度末時点の就労移行支援事業利用者増加数 | 7 人  |

(4) 実績値

| 項 目        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 就労移行支援利用者数 | 21 人     | 26 人     | 26 人     |

## 6 就労移行率 3 割以上の事業所数

(1) 国の基本指針

平成 29 年度末において、就労移行支援事業者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 50%（2 か所）以上とすることを目指し、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

市内事業所の過去 3 年間の就労移行実績のうち 2 年は該当事業所が無いことから、就労移行率 3 割以上の事業所の目標値を最小値の 1 か所に設定します。

(3) 目標値

| 項 目 |                              | 数 値  |
|-----|------------------------------|------|
| 基 準 | 平成 25 年度末時点の就労移行支援事業所数       | 4 か所 |
| 目 標 | 平成 29 年度末時点の就労移行率 3 割以上の事業所数 | 1 か所 |

(4) 実績値

| 項 目        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 市内事業所数     | 3 か所     | 4 か所     | 4 か所     |
| 3 割以上の事業所数 | 2 か所     | 0 か所     | 0 か所     |

7 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）

(1) 市の考え方

平成 29 年度末における市内施設の就労継続支援 B 型利用者の作業工賃平均月額の目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、障がいの程度により作業内容が多様であることから、各施設単位で設定した目標値を基に、計画における作業工賃平均月額の目標値を設定します。

(2) 目標値

| 項 目 |                               | 数 値      |
|-----|-------------------------------|----------|
| 基 準 | 平成 25 年度の作業工賃平均月額（就労継続支援 B 型） | 9,618 円  |
| 目 標 | 平成 29 年度の作業工賃平均月額（就労継続支援 B 型） | 10,980 円 |

(3) 実績値

| 項 目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 作業工賃平均月額 | 8,082 円  | 9,618 円  | 9,101 円  |

## Ⅳ サービス見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の種類ごとに、第４期における必要量を見込みます。

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者、今後の新たな利用者、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行等の状況を勘案して推計します。

### １ 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図ります。また、同行援護及び行動援護については、利用の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

#### ア 居宅介護

居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助を行います。

##### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、過去３年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

##### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 2,411  | 2,555  | 2,686  |
| 実利用者数（月）  | 147    | 153    | 158    |

##### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 2,017  | 2,103  | 2,231  |
| 実利用者数（月）  | 136    | 136    | 139    |

※ 平成26年度の実績量は見込数値です。以下同じ。

#### イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難を有する方で、常時介護を必要とする人の支援を、総合的に行います。

##### (ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成26年10月末の利用実績はありませんが、ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 360    | 360    | 360    |
| 実利用者数（月）  | 3      | 3      | 3      |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 0      | 0      | 0      |
| 実利用者数（月）  | 0      | 0      | 0      |

## ウ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を要する方に、移動時における視覚的情報の支援、排せつ、食事などの介護を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 98     | 105    | 112    |
| 実利用者数（月）  | 14     | 15     | 16     |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 30     | 49     | 63     |
| 実利用者数（月）  | 6      | 7      | 10     |

## エ 行動援護

重度の知的障がいや精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の支援を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 10     | 15     | 20     |
| 実利用者数（月）  | 2      | 3      | 4      |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 11     | 8      | 9      |
| 実利用者数（月）  | 2      | 2      | 2      |

## オ 重度障がい者等包括支援

常時介護を要する方で、その介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

### (ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成26年10月末の利用実績はありませんが、ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 360    | 360    | 360    |
| 実利用者数（月）  | 2      | 2      | 2      |

### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用時間（月） | 0      | 0      | 0      |
| 実利用者数（月）  | 0      | 0      | 0      |

## (2) 日中活動系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の確保を図ります。また、障がい者拠点施設「グッデイいきいきサポートセンター」を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努めます。

## ア 生活介護

常時介護を要する方に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、特別支援学校卒業生の利用見込みやその他のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 3,440  | 3,620  | 3,780  |
| 実利用者数（月）  | 172    | 181    | 188    |

### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 2,902  | 3,105  | 3,232  |
| 実利用者数（月）  | 156    | 163    | 165    |

## イ 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 57     | 57     | 57     |
| 実利用者数（月）  | 3      | 3      | 3      |

### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 38     | 39     | 38     |
| 実利用者数（月）  | 2      | 2      | 2      |

## ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある方が自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、特別支援学校卒業生の利用見込みやその他のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

なお、障がい者居住支援拠点施設の整備に伴い、長久の家が平成28年度に宿泊型自立訓練からグループホームへ移行予定のため、平成28年度以降の見込量が減少しています。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 1,239  | 812    | 749    |
| 実利用者数（月）  | 54     | 38     | 35     |

### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 1,331  | 953    | 1,065  |
| 実利用者数（月）  | 55     | 43     | 46     |

## エ 就労移行支援

一般企業に就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 608    | 608    | 627    |
| 実利用者数（月）  | 32     | 32     | 33     |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 380    | 517    | 498    |
| 実利用者数（月）  | 20     | 28     | 26     |

## オ 就労継続支援A型

一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 1,045  | 1,083  | 1,102  |
| 実利用者数（月）  | 55     | 57     | 58     |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 417    | 581    | 642    |
| 実利用者数（月）  | 22     | 31     | 33     |

## カ 就労継続支援B型

一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 3,120  | 3,160  | 3,200  |
| 実利用者数（月）  | 156    | 158    | 160    |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 2,591  | 2,688  | 2,917  |
| 実利用者数（月）  | 140    | 141    | 148    |

## キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、待機者などを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 23     | 23     | 24     |

(ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 21     | 20     | 21     |

## ク 短期入所

家族の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

### 【福祉型】

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 290    | 306    | 328    |
| 実利用者数（月）  | 51     | 54     | 58     |

### 【医療型】

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 64     | 72     | 80     |
| 実利用者数（月）  | 8      | 9      | 10     |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 257    | 270    | 341    |
| 実利用者数（月）  | 41     | 46     | 54     |

※ 実績量は、福祉型及び医療型の合算値です。

### (3) 居住系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう必要量を見込み、居住の場の確保を図ります。また、障がい者居住支援拠点施設を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努めます。

#### ア 共同生活援助

共同生活を営む住居において、日常生活上の相談や援助を必要とする方に、相談、入浴、排せつ、食事などの援助を行います。

##### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、障がい者居住支援拠点施設の整備やニーズなどを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

##### (イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 94     | 94     | 96     |

##### (ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 38     | 51     | 57     |

#### イ 施設入所支援

施設に入所する方に対し、主に夜間において入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

##### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、地域移行に伴う利用者の減少や待機者の新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

##### (イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 111    | 111    | 109    |

##### (ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 111    | 109    | 110    |

### (4) 相談支援

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備や充実を図ります。

## ア 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する方に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施を行います。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の実利用者数に、障がい福祉サービスの利用見込で用いた新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 130    | 133    | 139    |

### (ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 10     | 34     | 64     |

## イ 地域相談支援（地域移行支援）

施設や病院に入所・入院している方が、退所・退院する際に、地域で生活するための相談や居住の確保などの支援を行います。

### (ア) 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 4      | 6      | 7      |

### (ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 0      | 0      | 1      |

## ウ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身で生活する方が、安定した地域生活が送れるように、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対して訪問支援を行います。

### (ア) 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 3      | 5      | 11     |

(ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 0      | 0      | 1      |

(5) 障がい児支援

障がいの早期発見や育児に関する支援など、障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して育児ができるようサービス提供体制の確保に努めます。

ア 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率を勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 170    | 180    | 185    |
| 実利用者数（月）  | 98     | 99     | 100    |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 142    | 177    | 157    |
| 実利用者数（月）  | 88     | 103    | 91     |

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由により医療を要する児童に対し、治療や日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、利用の可能性のある児童を新たな利用見込として加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 15     | 25     | 25     |
| 実利用者数（月）  | 3      | 5      | 5      |

(ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 3      | 2      | 5      |
| 実利用者数（月）  | 1      | 1      | 1      |

## ウ 放課後等デイサービス

学校の放課後や休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率を勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 66     | 92     | 128    |
| 実利用者数（月）  | 13     | 16     | 20     |

### (ウ) 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 18     | 15     | 47     |
| 実利用者数（月）  | 5      | 4      | 10     |

## エ 保育所等訪問支援

保育所などに通う集団生活への支援が必要な児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### (ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成26年10月末の利用実績はありませんが、今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

### (イ) 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 8      | 9      | 9      |
| 実利用者数（月）  | 6      | 7      | 7      |

### (ウ) 実績量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（月） | 0      | 0      | 0      |
| 実利用者数（月）  | 0      | 0      | 0      |

## オ 障がい児相談支援

障がい児支援を利用する児童に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施を行います。

### (ア) 設定の考え方

平成26年10月末の実利用者数に、障がい児支援サービスで用いた新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 30     | 31     | 33     |

(ウ) 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（月） | 0      | 2      | 4      |

## 2 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービスの提供となるよう地域生活基盤の整備を図ります。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。

また、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

#### ア 設定の考え方

基本相談支援の実施箇所数については、平成26年度の実施箇所数を計画期間における見込量として設定します。また、基幹相談支援センターについては、計画期間内に設置の予定はありません。

#### イ 見込量

|                       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 基本相談支援<br>（実施箇所数）     | 7      | 7      | 7      |
| 基幹相談支援センター<br>（実施箇所数） | 0      | 0      | 0      |

#### ウ 実績量

|                       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 基本相談支援<br>（実施箇所数）     | 5      | 5      | 7      |
| 基幹相談支援センター<br>（実施箇所数） | 0      | 0      | 0      |

### (2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいがある方で、成年後見制度の利用が困難な人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人などの報酬に対する助成を行います。

ア 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年） | 3      | 5      | 7      |

ウ 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年） | 0      | 0      | 0      |

(3) 意思疎通支援事業

手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うとともに、市福祉課に手話通訳者を設置します。

ア 設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。手話通訳者設置事業については、引き続き市福祉課に配置して実施します。

イ 見込量

|                 |           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実使用者数（年）  | 20     | 20     | 20     |
|                 | 延べ利用者数（年） | 100    | 100    | 100    |
| 手話通訳者設置事業（設置者数） |           | 1      | 1      | 1      |

ウ 実績量

|                 |           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実使用者数（年）  | 7      | 15     | 7      |
|                 | 延べ利用者数（年） | 84     | 82     | 80     |
| 手話通訳者設置事業（設置者数） |           | 1      | 1      | 1      |

(4) 日常生活用具給付事業

重度の障がいがある方の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具などの給付を行います。

ア 設定の考え方

排せつ管理支援用具については、平成26年度の実績見込に、過去3年間の伸率と対象者の拡大による新たな利用見込を加えることにより、計画期間に

おける見込量を設定します。その他の用具については、過去3年間で最も多い年度のものを見込量として設定します。

イ 見込量

|                               | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具<br>(給付件数/年)         | 5      | 5      | 5      |
| 自立生活支援用具<br>(給付件数/年)          | 11     | 11     | 11     |
| 在宅療養等支援用具<br>(給付件数/年)         | 15     | 15     | 15     |
| 情報・意思疎通支援用具<br>(給付件数/年)       | 11     | 11     | 11     |
| 排せつ管理支援用具<br>(給付件数/年)         | 1,983  | 2,307  | 2,307  |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）<br>(給付件数/年) | 2      | 2      | 2      |

ウ 実績量

|                               | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具<br>(給付件数/年)         | 5      | 3      | 3      |
| 自立生活支援用具<br>(給付件数/年)          | 6      | 10     | 11     |
| 在宅療養等支援用具<br>(給付件数/年)         | 13     | 12     | 15     |
| 情報・意思疎通支援用具<br>(給付件数/年)       | 10     | 10     | 11     |
| 排せつ管理支援用具<br>(給付件数/年)         | 1,637  | 1,555  | 1,659  |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）<br>(給付件数/年) | 2      | 1      | 2      |

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある方の交流促進を図るため、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を行います。

ア 設定の考え方

手話奉仕員になるためには、研修終了後、一定期間の実務経験が必要であることから、過去の実績を踏まえ、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 新規登録者数（年） | 1      | 1      | 1      |

ウ 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 新規登録者数（年） | 0      | 1      | 0      |

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に対して、余暇活動など社会参加のための外出に必要な支援を行います。

ア 設定の考え方

過去3年間の平均利用実績に、利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年）  | 88     | 90     | 92     |
| 延べ利用時間（年） | 6,613  | 7,030  | 7,472  |

ウ 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年）  | 87     | 87     | 83     |
| 延べ利用時間（年） | 5,556  | 6,149  | 6,957  |

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを供与する地域活動支援センターの機能強化を図ります。

ア 設定の考え方

実施箇所数については、平成26年度の実施箇所数を計画期間における見込量として設定します。実利用者数については、平成26年10月末の実利用者数に、サービス利用のニーズを勘案した新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

【市内事業所】

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 2      | 2      | 2      |
| 実利用者数（年） | 105    | 105    | 105    |

【市外事業所】

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 1      | 1      | 1      |
| 実利用者数（年） | 1      | 1      | 1      |

ウ 実績量

【市内事業所】

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 4      | 2      | 2      |
| 実利用者数（年） | 116    | 96     | 100    |

【市外事業所】

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 0      | 0      | 1      |
| 実利用者数（年） | 0      | 0      | 1      |

(8) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいがあり、自宅以外で入浴が困難な方に対して、自宅へ訪問し、入浴サービスを提供します。

ア 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 2      | 2      | 2      |
| 実利用者数（年） | 7      | 8      | 9      |

ウ 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数    | 1      | 1      | 2      |
| 実利用者数（年） | 6      | 6      | 6      |

(9) 声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な方に、市の広報紙の情報を音声訳により定期的に提供します。

ア 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年） | 18     | 19     | 20     |

ウ 実績量

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実利用者数（年） | 18     | 17     | 17     |

(10) 自動車運転免許取得・改造助成事業

社会活動への参加を促進するため、障がいの状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ア 設定の考え方

平成26年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 助成件数（年） | 6      | 6      | 6      |

ウ 実績量

|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 助成件数（年） | 6      | 5      | 5      |

(11) 日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息等のため、日中において一時的な預かりや見守りなどの支援を行います。

ア 設定の考え方

平成26年度の実績見込に、過去3年間の実利用人数の伸率と平成25年度の平均利用回数を勘案して、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（年） | 6,020  | 6,195  | 6,370  |
| 実利用者数（年）  | 172    | 177    | 182    |

ウ 実績量

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数（年） | 7,227  | 6,314  | 6,190  |
| 実利用者数（年）  | 156    | 283    | 167    |

## 資料編

### 1 三条市地域自立支援協議会

#### 三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

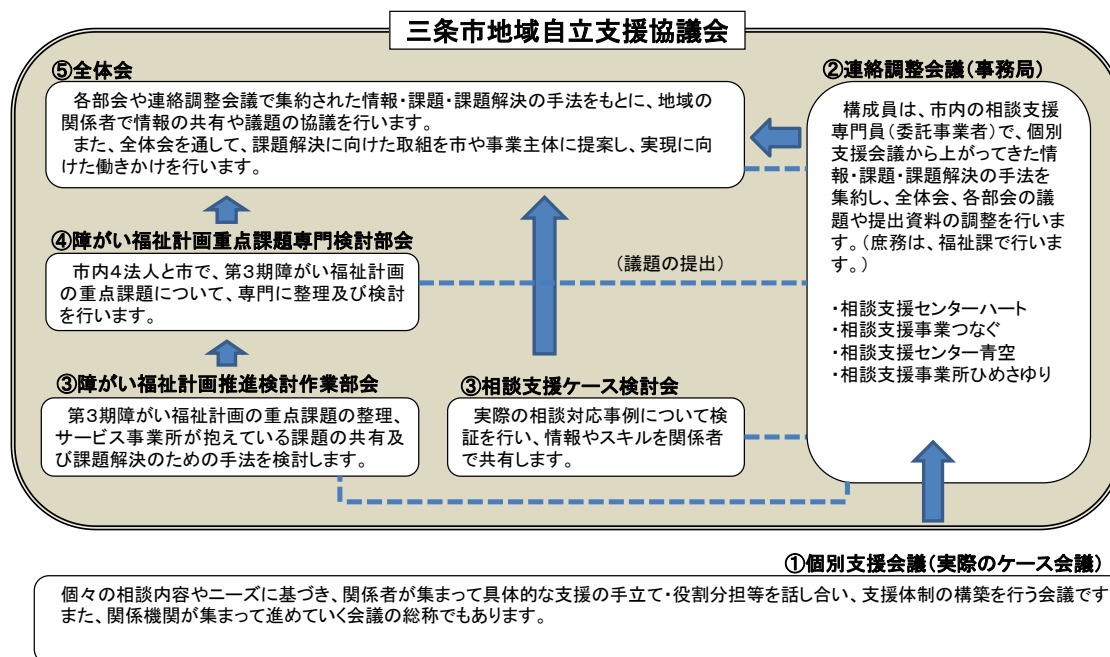
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

### 三条市地域自立支援協議会委員名簿

| No. | 区 分                  | 所 属 等                                                | 氏 名      |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------|----------|
| 1   | 学識経験者                | 新潟医療福祉大学<br>地域連携担当副学長兼社会福祉学部長                        | ◎丸 田 秋 男 |
| 2   | 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者 | (福) 県央福祉会<br>いからしの里園長兼いからし工房所長                       | 元 川 裕美子  |
| 3   |                      | (福) 三条市手をつなぐ育成会<br>常務理事兼事務局長兼管理者                     | 高 橋 瑛    |
| 4   |                      | (福) ひめさゆり福祉会 障がい福祉サービス事業所<br>ピュアハウス管理者兼レストランひめさゆり管理者 | ○佐 藤 忠 雄 |
| 5   |                      | (福) 青空福祉会 青空地域生活支援センター施設長<br>兼 ともしび工房管理者             | 川 瀬 正    |
| 6   | 保健・教育・雇用機関の関係者       | 三条公共職業安定所統括職業指導官                                     | 吉 澤 正 好  |
| 7   |                      | 三条地域振興局健康福祉環境部長                                      | 安 達 祐 司  |
| 8   |                      | 新潟県立月ヶ岡特別支援学校教諭                                      | 薄田 美和子   |
| 9   |                      | 三条商工会議所常議員<br>三条商工会議所経営対策委員会委員長                      | 小 越 憲 泰  |
| 10  | 障がい福祉関係団体            | 社会福祉法人三条市社会福祉協議会<br>三条支所介護係長兼下田支所介護係長                | 鍋 嶋 弘 樹  |
| 11  |                      | N P O 三条市身体障害者福祉協会理事                                 | 荒 木 義 一  |
| 12  |                      | らいふ・すていしょん利用者                                        | 内 山 美代子  |
| 13  |                      | ぴあのつどい                                               | 大 湊 雅 也  |
| 14  |                      | 三条地区自閉症児・者を育てる会                                      | 栗 山 政 子  |

◎ 会長      ○ 副会長

## 三条市地域自立支援協議会の組織図





#### 第4期三条市障がい福祉計画

- 発行 平成27年3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1
- 電話 0256-34-5511（代表）
- FAX 0256-35-2150
- URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>